【記載例4-2】先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入 金等と後の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る増改築等住宅借入 金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

設 例

① 居住開始年月日

増改築等の費用の額/うち居住用

特定の増改築等に関する事項

高齢者等居住改修工事等の費用の額

交付等を受ける補助金等の合計額

同居親族の年齢

住宅借入金等に関する事項

年末残高(当初借入金額)

平成 19 年 5 月 31 日

1,500,000 円/1,500,000 円

1,000,000 円

300,000 円

70歳

1,100,000 円 (1,500,000 円)

② 居住開始年月日

増改築等の費用の額/うち居住用

特定の増改築等に関する事項

断熱改修工事等の費用の額

住宅借入金等に関する事項

年末残高(当初借入金額)

※ 共有者なし

平成 20 年 11 月 20 日

2,000,000 円/2,000,000 円

1,000,000 円

1,970,000 円 (2,000,000 円)

[控除額計算明細書]

2 新築又は購入した家	屋等に係る事項		3 増改築等をした部分に	係る事項				
	家屋に関する事項	土地等に関する事項	居住開始年月日子	平成 2 0 1 1 2 0 5 3 1				
居住開始年月日	平成	〔平成〕	増改築等の費用の額(リ)	2000000				
取得対価の額回		(#)	うち居住用部分の金額(又)	200000				
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。		⊗	m	1 5 0 0 0 0 0 0 0 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3				
うち居住用部分		(b)	宅借入金等特別控除の適用					
の (床) 面 積 ②								
		B 土 地 等	© 合 計	D 增 改 築 等				
あ な た の 共 有 持 分 ※共有の場合のみ書いてください。	1							
あなたの持分に係る	回又は (回×Aの①)	働又は(働×®の①)	(Aの2+Bの2) 又は(Bの2+Dの2)	⑦又は(⑪×⑩の①)				
取 得 対 価 の 額 等	2			200000				
5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高								
Action the amount of the action	E 住宅のみ	⑤土地等のみ	⑥住宅及び土地等	田 増 改 築 等				
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	3			1978888				
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の④の割合) ※直帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	4			100000				
住宅借入金等の年末残高 ((付表)の低の金額) ※連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。	5			1970000				
②と⑤のいずれか 少ない方の金額	6			1978888				
居 住 用 割 合 ※小数点以下第1位まで書きます。	7 ©÷0	⊕÷⊗		®÷® 188.8				
居住用部分に係る住宅借入全等の年末残高	8			1978888				
	†額 (Bの8+Bの8+Gの8+G		9	3,0,7,0,0,0,0				
(注) ⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。) の適用を受けた方は、次により計算した金額と⑤のいずれか少ない方の金額を書きます。 ②欄の金額 (円) — 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)								
6 特定の増改築等に係	る事項 ※ 特定増改築等任	E宅借入金等特別控除の適用を受け	る場合のみ書いてください。					
高齢者等居住改修工事等	に係る特定増改築等住宅借	・ 入 ⑩ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑪ 交付等を受ける補助金等の合計額	② ① − ① − ② (30万円を超える場合に限ります。)				
金等特別控除の適用を受 親族の方について該当す	ける場合に、あなた又は同	100000	300000	700000				
	るfile を テエック しょす。 親族の方の場合は65歳以上)・・・・・・・	□ 断熱改修工事等の費用の額	(4) 特定断熱改修工事等の費用の額	⑤ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (②+係)				
	方を除きます。) ······	(30万円を超える場合に限ります。)	(30万円を超える場合に限ります。)	700000				
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	る方を除きます。) ··········		特定增改築等住宅借入金					
	合は、その方の氏名等を書きま	t. ((() X (() X ()	等の年末残高(⑨と⑯のいずれか少ない方の金額					
氏名(0000)続柄(母)	700000	(最高200万円))	700000				
②の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。③又は④の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。								
7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額((付表)の控用の裏面の【計算欄】の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)								
次のいずれか該当する番号を「番号」欄に書きます。 1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方(2から5のいずれかを選択する方を除きます。)								
2 平成19年中又は平成20年中に居住の用に供し、「住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を選択した方								
3 平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供し、「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方								
4 平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供し、「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」を選択した方 5 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した方								
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) ※ (付表)の控用の裏面の[計算欄]の邸欄の金額を転記します。								

- (注) 1 「7 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「3」と後の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」の選択「4」を記載する。
- (注) 2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に倒(例: 倒平成19年5月31日居住開始)と後の断熱改修工事等を含む増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」及びその頭部に働(例: 働平成20年11月20日居住開始)のいずれも記載する。

[(付表)の控用の裏面]

【計算欄】(次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。)

住宅借入金等の年末残高の合計額 (「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑩欄の金額を転記します。)					9	3,070,000 P (1,970,000)
居住の用に供した日等 算 式			算 式 等		®(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
		平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高20万円) 円 0 0
	住宅借入金等	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高25万円) 円 0 0
	特別控除の適用を受ける場合	平成18年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高30万円) 円 0 0
1	(2から5のいずれかを選	平成17年中に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高40万円) 円 0 0
	択する場合を 除きます。)	平成13年7月1日から平成16年12月31日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.01	=	(最高50万円) 円 0 0
		平成11年1月1日から平成13年6月30日 までの間に居住の用に供した場合	9×	0.0075	=	(最高37万5千円) 円 0 0
0	住宅借入金等 特別控除の控	平成20年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	(最高12万円) 円 0 0
2	除額の特例を 選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	9×	0.006	=	(最高15万円) 円 0 0
3	高改係等等改入除等等改入除場合を持続した。	平成19年4月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供した場 ⑨欄の金額(最高1,000万円)				(最高12万円) 円 37,700
4	断等増借性 と 修る等等 を 場 に 改 入 除 た を を 場 を を あ を め た の た り た り た た た り た た り た り た り た り た	平成20年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合 ⑨欄の金額(最高1,000万円))	(最高12万円) 円 0 0
	阪 神 ・ 淡 路 大震災の被災			0.02	=	р. О О
5	者の家屋の再 取得等の場合	⑨が1,000万円を超え、2,000万円以下の とき	9×0	.01+10万円	=	р. О О
	の計算方法を選択した場合	© 100 000-dtd b lm 3 m 1 3		.005+20万円	=	(最高35万円) 円 0 0

[※] ③欄の金額を「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別 控除額」の③欄に転記します。